

第 3 号被保険者不整合記録問題に関する調査会議設置要綱

〔平成 23 年 6 月 24 日
大臣 伺 い 定 め〕

1 目的

第 3 号被保険者不整合記録問題の発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政・年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図るため、「第 3 号被保険者不整合記録問題に関する調査会議」（以下「調査会議」という。）を設置する。

2 構成

別紙のとおり

3 庶務

調査会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

4 その他

その他会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議構成員

赤松 幸夫 弁護士 赤松・米津総合法律事務所

伊藤 正次 首都大学東京都市教養学部法学系教授

(座長) 大塚 耕平 厚生労働副大臣

柳 志郎 弁護士 新村総合法律事務所

山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

(敬称略 五十音順)